

2024年度 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I 学校いじめ防止基本方針

基本方針1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 道徳授業の充実 年3回「いじめに関する授業」実施
- ③ 「SNS 東京ノート」「STOP! いじめ あなたは大丈夫？」等冊子の活用

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（1学期）
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるように体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 職場体験（2学期）
- ② 福祉体験活動「視覚障がい者理解・体験」（3学期）
- ③ 小中学校交流行事「二中オープンスクール」（2学期）

基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ総合対策（第2次）」「いじめ発見のチェックシート」の活用
- ③ Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施・結果の活用
- ④ 生徒情報交換を目的とした研修会の開催（4月・8月）
- ⑤ スクールカウンセラーによる全員面接（1年1学期）
- ⑥ いじめ対応チームの定例会を実施（月に1回以上）
- ⑦ ふれあい月間の徹底（6月・11月）

(2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介（「いじめ総合対策（第2次）」外部相談機関の連絡先の周知）

基本方針3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

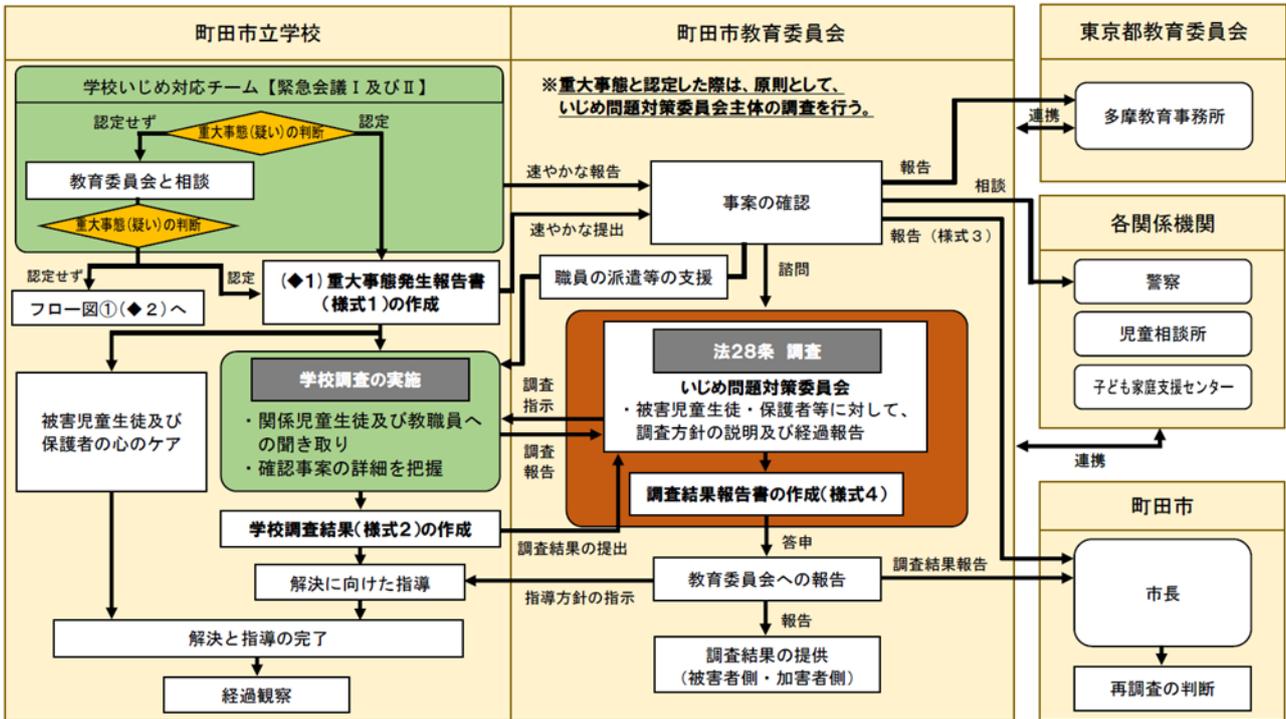
学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ総合対策（第2次）」「いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組」参照）

- ① いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ② スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課）
- ③ まちだJUKU（教育センター）
- ④ 保護司、民生・児童委員
- ⑤ 町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑥ 学校サポートチーム
- ⑦ 子ども家庭支援センター

Ⅱ いじめ防止の取り組み

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」 と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
5 子どもへの指導及び 保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



学校いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「学校いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】 (校務分掌組織図に位置付ける)

校長	○	副校長	○	生活指導主任	○
特別支援コーディネーター	○	養護教諭	○	スクールカウンセラー	○
教務主任	○	学年主任	○	当該学級担任	○
関係教員	○	主幹教諭	○		

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーと連携する。

IV 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	生徒理解研修 学年教員・担任等からの情報共有
5月	人権・多様性への理解を深める研修 講師：翔和学園 伊藤寛晃
8月	いじめ防止に向けた生徒理解研修 学年教員・担任等からの情報共有
9月	いじめに関する研修 講師：翔和学園 伊藤寛晃

V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	「裏庭での出来事」 自主・自律・自由と責任 (誠実な生き方)
	11月	道徳	「公平とはなんだろう」 公正・公平・社会主義 (誰にとっても公平な社会)
	2月	道徳	「吾一と京造」 友情・信頼 (友情を深めるために)
2年	6月	道徳	「ソムチャイ君の笑顔」 公正・公平・社会主義 (差別や偏見のない公平な心)
	11月	道徳	「サキとタク」 友情・信頼 (相手を尊重する心)
	2月	道徳	「つい言い過ぎて」 相互理解・寛容 (相手の立場や考え方を尊重する心)
3年	6月	道徳	「卒業文集最後の二行」 公正・公平・社会主義 (正義と公正を重んじる)
	11月	道徳	「どうして？」 相互理解・寛容 (互いの個性や立場の尊重)
	2月	道徳	「五井先生と太郎」 思いやり・感謝 (温かい人間愛)